

汚水処理施設の維持管理に関する仕様書

1. 対象施設

- ①大里庁舎・保健センター、②大里北児童館、③大里中央児童館
- ④大里農村環境改善センター、⑤大里内原公園、⑥大里北幼稚園、
- ⑦大里南幼稚園、⑧大里北小学校、⑨大里南小学校、
- ⑩大里南放課後児童学童クラブ、⑪さしきスポレクセンター、
- ⑫南城市学校給食センター、⑬受水走水水田管理施設

※規模及び形式：次項の施設容量及び形式のとおり。

2. 資格基準

受託業者は次の要件を備えた者を業務に従事させるものとする。

- (1) 業務責任者として浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士の資格を有する者を設置する。
- (2) 業務責任者は維持管理対象施設の業務全体を統括し把握し、管理監督を行い常時業務に従事するものとする。

3. 汚水処理施設の維持管理業務の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 施設の正常な運転に関する業務
- (2) 施設の保全に関する業務
- (3) 施設の保守点検及び機能管理に関する業務
- (4) 処理装置に関する業務
- (5) 施設の清掃に関する業務
- (6) 浄化槽法第11条に基づく水質検査
- (7) 詳細は別紙を参照
- (8) その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令の規定による処理施設の維持管理の基準に基づいて業務を行うものとする。

4. 報告事項

- (1) 業務を実施した都度、「浄化槽管理状況報告書」（任意様式）を提出する。
- (2) 放流水の水質検査を行い、その試験結果報告書を契約履行期間内に提出すること。
- (3) 施設各部の機能に不測の事故が発生した場合は、応急処置を施すとともに、その状況並びに原因を速やかに報告する。

5. 施設の維持管理期間

自 令和2年8月1日 ～ 至 令和3年3月31日

6. 施設維持管理の経費等は下記による。

(1) 管理点検回数

環境省令で定められた回数

(2) 消毒薬剤補給

維持管理期間中適時

(3) 汚泥引き抜き処分及び清掃

維持管理期間中適時 市指定清掃業者による。

(4) 水質検査

a. 機能検査 法定点検回数による。

b. 性能検査 年1回

c. 法定検査 年1回

浄化槽法第11条の法定検査の実施については、指定検査機関
(社団法人 沖縄県環境整備協会)と日程調整を行うこと。

(5) 環境整備、雑消耗品費及び諸経費 維持管理期間中適時

7. 各施設の浄化槽規模及び所在地等

所管課	NO	施設名	所在地	浄化槽規模	
財政課	①	大里庁舎・保健センター	南城市大里字仲間918	合併	582人
子育て支援課	②	大里北児童館	南城市大里字嶺井515-1	合併	18人
子育て支援課	③	大里中央児童館	南城市大里字大城2555-1	合併	28人
子育て支援課	④	大里南放課後児童学童クラブ	南城市大里字仲間1375	合併	10人
生涯学習課	⑤	大里農村環境改善センター	南城市大里字仲間928	合併	296人
生涯学習課	⑥	大里内原公園	南城市大里字大里1071	合併	240人
教育施設課	⑦	大里北幼稚園	南城市大里字嶺井222	単独	15人
教育施設課	⑧	大里南幼稚園	南城市大里字仲間928	単独	50人
教育施設課	⑨	大里北小学校	南城市大里字嶺井392	合併	100人
教育施設課	⑩	大里南小学校	南城市大里字仲間1375	合併	216人
生涯学習課	⑪	さしきスポレクセンター	南城市佐敷字仲伊保390-2	合併	83人
教育総務課	⑫	南城市学校給食センター	南城市玉城字喜良原550	給食排 水除害 装置	専用 ユニ ット
教育指導課	⑬	受水走水 水田管理施設	南城市玉城字百名1575-1	合併	25人